

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年9月1日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	山梨県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	106-4
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.pref.yamanashi.jp/koukoukyo/documents/todokedesyosyuugakuien.">https://www.pref.yamanashi.jp/koukoukyo/documents/todokedesyosyuugakuien.</a>

執行機関名

高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校(私立のものを除く。)の専攻科の授業料に係る支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	81	
③番号法別表第2の項	106	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		山梨県個人番号の利用等に関する条例 別表第一 第3の項 高等学校(私立のものを除く。)の専攻科の授業料に係る支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	独立行政法人日本学生支援機構法	山梨県公立高等学校専攻科修学支援金支給要領第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第三条 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等(大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。)の修学の援助を行い、大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流(外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。)の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。	第1条 この要領は、高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日 文部科学大臣決定)及び高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)の取扱いについて(令和3年6月14日3文科初第474号)に基づき、公立高等学校の専攻科に在学する低所得世帯の生徒の授業料に対し、予算の範囲内において山梨県公立高等学校専攻科修学支援金(以下「専攻科修学支援金」という。)を支給することについて、必要な事項を定める。
⑦独自利用事務の関連規範		山梨県公立高等学校専攻科修学支援金支給要領